

本部における年金部の組織体制を変更しました

～令和元年10月1日から本部のお問い合わせ先が変わりました～

平成27年10月の被用者年金一元化による制度改正等に対応するため、年金事務のより一層の効率化を図る観点から、本部における年金部の組織体制を変更しました。

このことにより、年金受給者等の皆様のお手続きやお問い合わせに対して、老齢給付、遺族給付および障害給付の各給付別にワンストップで対応できるようになりました。

主なお問い合わせ	担当部署
○老齢(退職)給付の決定・改定に関すること	老齢審査第一課(東日本担当) 03(3261)9843 老齢審査第二課(西日本担当) 03(3261)9844
○遺族給付の決定・改定に関すること ○年金受給者が死亡したとき	遺族・障害審査課 遺族第一係・遺族第二係 03(3261)9847
○障害給付の決定・改定に関すること ○障害給付等の受給者に係る障害程度の再認定に関すること	遺族・障害審査課 障害審査係 03(3261)9849
○年金に関する一般的なご相談 ○年金証書、年金額・支給額変更通知書および年金支払通知書の再交付を希望するとき ○年金加入期間確認通知書の発行を希望するとき	年金相談室 03(3261)9850
○扶養親族等申告書・現況届に関すること ○再就職による年金の支給停止に関すること ○雇用保険法による給付と年金との調整に関すること ○加給年金額対象者が年金(老齢基礎年金を除く。)を受給することとなったとき	給付課調査係 03(3261)9846
○年金の支給に関すること ○年金受取金融機関を変更するとき ○源泉徴収票の再発行を希望するとき ○年金関係書類の送付先の変更を希望するとき	給付課支給係 03(3261)9846

※ お電話でお問い合わせする場合は、電話番号をご確認のうえ、お間違のないよう次の時間内にお願ひします(令和元年10月1日から午後の電話受付時間が変わりました。)

お問い合わせの際は「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をお知らせください。

月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～12時 午後1時～5時